

五監公告第3号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成25年8月28日

五泉市監査委員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

商工観光課

3. 監査の期間

平成24年11月28日～平成24年12月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

| 監査の結果(指摘事項) | 措置内容 |
|--|---|
| ① 行政財産目的外使用料条例による使用料の歳入調定で、調定遅延が見受けられた。また、許可手数料の調定で未調定の事案が見受けられた。今後、会計事務規則に基づく適正な事務処理に努められたい。 | 会計事務規則に基づき適正な事務処理に努めます。 |
| ② さくらんど温泉(指定管理者)にテレホンカードの販売を依頼し、公金を収納しているが、私人に公金を取り扱わせるには、公金徴収又は収納の委託をしなければ、公金の取扱いは出来ないこととされている。今後、法令を順守し適正な事務処理に努められたい。 | 五泉市会計事務規則第39条に基づき、さくらんど温泉指定管理者と物品売払代金収納事務委託契約書を締結し、適正な事務処理を行っております。 |